

目黒区障害者グループホーム等整備費補助金交付要綱

平成31年1月25日付け目健障第5562号決定

(目的)

第1条 この要綱は、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために、社会福祉法人その他の者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を実施する施設及び同条第18項に規定する共同生活援助を実施する施設（以下「障害者グループホーム」という。）（以下これらの施設を「グループホーム等」という。）を区内に整備するための経費の一部を区が補助することにより、居住の場の整備を促進することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、東京都が定める障害者通所施設等整備費補助要綱（以下「都補助要綱」という。）に定める補助対象事業のうち、グループホーム等の整備事業であって、区の計画に合致するものとする。ただし、次に掲げる場合は補助対象としない。

- (1) 都補助要綱に基づく補助金交付の見込みがない場合。
- (2) 区有地等の無償貸付により当該事業を実施する場合。
- (3) 目黒区民の受入れがない場合。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定するグループホーム等の整備事業に必要な施設整備費及び設備整備費とする。ただし、次に掲げる費用は、対象としない。

- (1) 土地の買収及び整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築するより効果的であると認められる場合を除く。）のための費用
- (3) その他区長が適当でないと認めるもの

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から都補助要綱に基づく補助金の交付額を減じて得た額と別表に定める補助上限額の総額を比較していずれか少ない額について、予算の範囲内で区長が定める額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則、東京都による事業指定日の1年以上前に、区長に対して、この要綱に基づく補助制度の活用見込みを事前に協議しなければならない。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の規定による事前協議があったときは、協議の内容を審査し、協議の結

果、補助金の交付に係る条件等を申請者宛てに回答するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、区長が指定する日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、区長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の構成員名簿及び定款
- (2) 貸借対照表、損益計算書、収支決算書又はこれらに類する書類
- (3) 予算書
- (4) 事業計画書（別記第2号様式）
- (5) 障害者通所施設等整備費補助協議提出書類（写し）一式
- (6) 障害者通所施設等整備費補助金の内示について（写し）
- (7) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、申請内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付する必要があると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）に必要な応じて条件を付し、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象事業を実施した者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助対象事業を完了又は廃止したときは、当該完了又は廃止した日から区長が指定する日までに、別記第4号様式による補助対象事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（別記第4号様式（乙））
- (2) 収支決算書（抄本）
- (3) 竣工検査済書（写し）
- (4) 防火対象物使用開始届出書及び検査結果通知書
- (5) 工事完了後の写真
- (6) 障害者通所施設等整備費補助事業実績報告書（写し）
- (7) 障害者通所施設等整備費補助確定通知（写し）
- (8) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、補助金交付請求書（別記第6号様式）により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、遅滞なく

補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事対象事業を廃止したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、補助金の交付決定後、都補助要綱に基づく補助が行われない等の事情の変更により特に必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は当該交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業の成果が認められる部分に係る交付決定については、この限りでない。

3 前2項の規定は、第9条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限等を定めてその返還を命ずることができる。

(財産処分制限)

第13条 補助事業者は、この要綱に基づく補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、区長の承認を受けなければならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第14条 補助事業者が区長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があったときは、区長は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

(財産の管理義務)

第15条 補助事業者は、この要綱に基づく補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整理保管)

第16条 補助事業者は、この要綱に基づく補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、その帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の目黒区障害者グループホーム等整備費補助金交付要綱第5条及び第11条から第16条までの規定は、施行日以後に行う交付決定の取消し等について適用し、同日前に行った交付決定の取消し等については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分	内容	補助上限額
グループホーム施設整備	障害者グループホーム本体の整備に要した費用	2,000万円
重度化対応設備分	重度の障害者を受け入れるために必要なスプリンクラー、エレベーター設置、天井走行リフト、特殊浴槽、車椅子対応キッチン・洗面台、防音・遮光個室改修、防災設備等を設ける費用	700万円
併設型短期入所事業所の整備	障害者グループホームに併設型短期入所事業所を整備する費用	300万円

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

目黒区長 宛て

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

補 助 金 交 付 申 請 書

下記のとおり、補助金の交付をお願いしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額

金 円

2 補助対象事業

3 添付書類

- （1）申請者の構成員名簿及び定款
- （2）貸借対照表、損益計算書、収支決算書又はこれらに類する書類
- （3）予算書
- （4）事業計画書（別記第2号様式）
- （5）障害者通所施設等整備費補助協議提出書類（写し）一式
- （6）障害者通所施設等整備費補助金の内示について（写し）
- （7）その他区長が必要と認める書類

（用紙規格 A4）

第2号様式（第6条関係）

年度 事業計画書

1	施設名称			開設予定日	
	所在地	〒		年 月 日	
	事業名				
2	事業者	法人名 代表者名			
	所在地	〒		連絡先	
3	入居者	定員 人（男性 人 女性 人） うち重度 人			
4	主たる障害種別				
5	消防設備	①消防法施行令別表第1(6)ロ		②消防法施行令別表第1(6)ハ	
6	補助金額の算出内訳	総事業費			
		東京都の補助対象経費			
		東京都		目黒区	
		整備メニュー	東京都による補助金額	目黒区による補助金額	
		施設整備		グループホーム 施設整備	
		消防設備			
		重度化等設備			
		防犯設備			
		E V等設備		重度化対応 設備分	
		医療機器設備			
		設備整備		併設型短期入所整備	
短期入所					
補助合計額		補助合計額			
7	事業内容				

（用紙規格 A4）

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

宛て

目黒区長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、目黒区障害者グループホーム等整備費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付金額

金 円

2 補助対象事業

3 交付条件

（注）

- 1 この補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定に係る通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができます。
- 2 この交付金に関しては、区の監査委員の監査を受けることがあります。
- 3 この交付金に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、補助対象事業の状況報告等を求めることがあります。

（用紙規格 A4）

第4号様式（甲）（第8条関係）

年 月 日

目黒区長宛て

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

補助対象事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた目黒区障害者グループホーム等整備に係る補助事業の実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

1 補助対象事業

2 添付書類

- (1) 実績報告書（別記第4号様式（乙））
- (2) 収支決算書（抄本）
- (3) 竣工検査済書（写し）
- (4) 防火対象物使用開始届出書及び検査結果通知書
- (5) 工事完了後の写真
- (6) 障害者通所施設等整備費補助事業実績報告書（写し）
- (7) 障害者通所施設等整備費補助確定通知（写し）
- (8) その他区長が必要と認める書類

（用紙規格 A4）

(乙)

年度 事業実績報告書

1	施設名称			開設予定日	
	所在地	〒		年 月 日	
	事業名				
2	事業者	法人名 代表者名			
	所在地	〒		連絡先	
3	入居者	定員 人（男性 人 女性 人）うち重度 人			
4	主たる 障害種別				
5	消防設備	①消防法施行令別表第1(6)ロ		②消防法施行令別表第1(6)ハ	
6	補助金額の 算出内訳	総事業費			
		東京都の補助 対象経費			
		東京都		目黒区	
		整備メニュー	東京都による 補助金額	目黒区による補助金額	
		施設整備		グループホーム 施設整備	
		消防設備			
		重度化等設備			
		防犯設備			
		E V等設備		重度化対応 設備分	
		医療機器設備			
		設備整備		併設型短期入 所整備	
		短期入所			
補助合計額		補助合計額			
7	事業内容				

第 号
年 月 日

法人名
代表者名

目黒区長 印

補 助 金 交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付け 第 号により交付決定した目黒区障害者グループホーム等整備費補助金について、年 月 日付けによる実績報告に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付決定通知 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
補助対象事業の内容			
補助金の交付決定額		金	円
補助金の交付確定額		金	円

以 上

第6号様式（第10条関係）

補助金交付請求書

目黒区長宛て

年 月 日

請求金額 ￥

内訳

目黒区障害者グループホーム等整備費補助金額	
グループホーム施設整備	
重度化対応設備分	
併設型短期入所整備	
補助合計額	

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた目黒区障害者グループホーム等整備費補助金として、上記金額を請求します。

なお、請求金額は下記口座へ振り込んでください。

(住 所)

(法 人 名)

(代表者名)

印

振込先 金 融 機 関	銀 行 信用金庫 信用組合								支店	
預 金 種 目 を ○ で 囲 む				口座 番号						
普通	当座	貯蓄	その他 ()							
(フリガナ)										

(用紙規格 A4)